

福井県設計業務総合評価落札方式試行要領 新旧対照表

改正後 (R6.6.1)	改正前 (R2.4.1)
第1条～第10条 (略) (基準価格) 第11条 基準価格については、下記算定式により得た額を基準とし、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲で定めるものとする。 算定式：直接人件費＋直接経費＋その他の原価の額×9/10＋一般管理費等×<u>5</u>/10 2 (略) 第12条～第19条 (略) 附 則 この要領は、平成22年7月1日より施行する。 附 則 この要領は、平成23年7月15日より施行する。 附 則 この要領は、平成31年5月1日より施行する。 附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。 <u>附 則</u> <u>この要領は、令和6年6月1日より施行する。</u>	第1条～第10条 (略) (基準価格) 第11条 基準価格については、下記算定式により得た額を基準とし、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲で定めるものとする。 算定式：直接人件費＋直接経費＋その他の原価の額×9/10＋一般管理費等×4.8/10 2 (略) 第12条～第19条 (略) 附 則 この要領は、平成22年7月1日より施行する。 附 則 この要領は、平成23年7月15日より施行する。 附 則 この要領は、平成31年5月1日より施行する。 附 則 この要領は、令和2年4月1日より施行する。